

事 務 連 絡
平成23年3月25日

都道府県民生主管部（局）
都道府県国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震における転入世帯に係る
被保険者資格の認定等について（その2）

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震における転入世帯に係る被保険者資格の認定等について」（平成23年3月18日付け厚生労働省保険局国民健康保険課及び高齢者医療課連名事務連絡）において東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災により災害救助法の指定を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）からの転入により後期高齢者医療の被保険者資格を取得する者の取扱いをお示しいたしましたが、今般、この取扱いについて下記のとおり一部補足いたしますので、遺漏なきようお願いするとともに、貴管内市町村（特別区を含む。）への周知等よろしくお願いいたします。

記

1. 被災市町村からの転入により資格認定を行った際の連絡等について

被災市町村からの転入により後期高齢者医療の被保険者資格認定を行う際に転出証明書を提出できない者については、被災市町村が加入する後期高齢者医療広域連合（以下「被災広域連合」という。）において転出情報が把握されず、被保険者資格が喪失されないまま残っている場合があるため、転入先市町村が加入する後期高齢者医療広域連合（以下「転入先広域連合」という。）から被災広域連合あて別紙様式にて連絡を行うことにより、被災広域連合の資格喪失処理を確実に行うこととしたこと。

なお、国民健康保険については、被災市町村において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第9条第1項に基づく通知を受領することができる状態になってから、当該通知に基づき資格喪失処理を行うこととし、当該通知と別に転入先市町村から被災市町村あて特段の連絡を行う必要はないこと。

2. 転入先広域連合からの照会について

被災広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 138 条第 1 項の規定に基づき、転入先広域連合から転入者に関する被保険者資格の有無、被保険者番号、一部負担割合等の照会が行われることがあるため、適切にご回答いただくこと。

平成 年 月 日

都道府県 後期高齢者医療広域連合 御中

都道府県 後期高齢者医療広域連合

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震における転入者に係る
被保険者資格の認定について

標記について下記のとおり被保険者の資格を認定しましたので報告します。

<被保険者異動情報>

被保険者 しめい 氏名		生年月日	明・大・昭 年 月 日
		性別	男・女
当広域連合で の資格取得日	平成 年 月 日		
転出地住所		転入地住所	